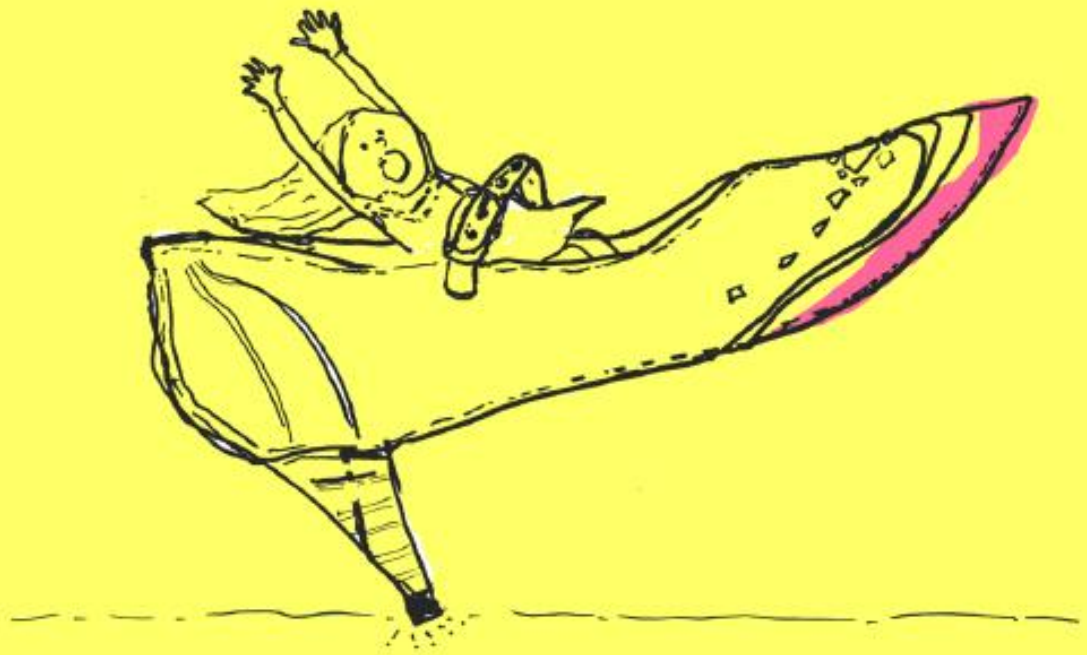


# FIRST STEP!

一步、ふみだす。



## (仮称) 長久手市自治基本条例 骨子素案

2017年3月  
自治KENからのご提案

じぶんのまちをじぶんでかんがえる。  
自治KEN

# もくじ

## 【理念】

1. 前文 .....	1
2. 総則 .....	2
① 条例の目的	
② 条例の位置付け★	
③ 自治の基本原則★	
④ 用語の定義★	

## 【役割分担】

3. 市民 .....	6
① 市民の権利★	
② 子どもの権利★	
③ 市民の役割と責務★	
4. 議会 .....	10
議会の役割と責務	
5. 行政 .....	12
① 市長の役割と責務★	
② 職員の役割と責務★	

## 【仕組み・制度】

6. 参加と協働 .....	14
① 市民参加と協働★	
② 地域内分権の推進	
③ コミュニティ	
④ まちづくり協議会★	
⑤ 住民投票★	
7. 行政運営 .....	23
① 行政運営の基本原則	
② 災害、犯罪等への危機管理	
③ 総合計画★	
④ 情報公開・個人情報の保護	
8. 実効性の担保 .....	27
検証と見直し	

## 【理念】

### 1 前文

どんなまちを目指すのか、私たちのまちへの誇りや歴史文化、実現したい将来像を描きます。

自治 KEN では	
こうしたら！ (提案)	別紙のとおり
その理由	<p>自治 KEN メンバーが書いた5つの前文や、自治 KEN ででたキーワード、メンバーの想いを受け、前文に盛り込みたい理念、精神として、次の5つをコアキーワードとし、内容に盛り込んだ。</p> <p>① 豊かな自然      ② 市民が主役      ③ 多様性 ④ 対話              ⑤ 自由と責任</p> <p>また、子どもから大人まで、口ずさんだりできるような「詩」調を取り入れ、条例の理念が伝えやすいものとした。</p>

## 2 総則

### ① 条例の目的

この条例は、「どのような内容」を定め、「何を実現したいのか」を定めます。

自治 KEN では	
こうしたら！ (提案)	次のような内容を盛り込みたい。 ・市民が主体のまちづくり ・市民が幸せに暮らせる街を築く。 ・子どもたちの笑顔があふれるまちづくり ・子どもを育てやすい、障がい者が住みやすい。
その理由	・公共サービスの担い手をわかりやすくする。 ・市民参加の加速

### 参考：他市町では

#### 【日進市】

(目的)

第 1 条 この条例は、日進市における自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、市民、市議会及び市の執行機関が一体となって市民主体の自治の実現を図ることを目的とします。

#### 【一宮市】

(目的)

第 1 条 この条例は、前文に掲げられたまちづくりの基本理念にのっとり、一宮市(以下「市」といいます。)におけるまちづくりに関する原則及び仕組み、市民の権利及び役割、議会及び執行機関の責務等を定め、市民が主体のまちづくりを推進し、もって市民が幸せに暮らせるまちを築くことを目的とします。

#### 【高浜市】

(目的)

第 1 条 この条例は、高浜市におけるまちづくりに関する基本的事項を定め、市民、議会及び行政の果たすべき役割を明らかにすることにより、市民が主体となった自治の進展を図り、持続可能な活力ある地域社会を実現することを目的とします。

### ② 条例の位置づけ ★

市が制定している多くの条例の中での、この条例の位置付けを定めます。

自治 KEN では	
こうしたら！ (提案)	◎「もっとも重視する条例」とする。
その理由	・最高規範性をもつ条例として、わかりやすく表現して「もっとも重視する」とする。 ・他の条例と齟齬(そご)があっても、この条例の理念を重要視し、整合性を図ることになる。また、齟齬がある条例の制定を防ぐことができる。 ・継続性が担保されたり、市長が変わっても政策がブレない。

少し気になる・つけたし！・こうしたらどうかな？（事務局より）

- ☑ 本条例について、前文にも「市民による市民のためのまちづくりを進めていくための基本的なルール」とあるように、すべての条例に通じる「基本」となる条例であり、趣旨が最大限尊重されるような表現を検討します。

<b>参考：他市町では</b>	
<b>【東郷町】</b>	
第3条	この条例は、東郷町のまちづくりにおいて、最も重視する条例であり、町民、議会及び町は、法令の範囲内において、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。
2	議会及び町は、町の他の条例、規則等の制定改廃及び運用、まちづくりに関する計画の策定、変更その他町政運営の基本的事項を定めるときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。
<b>【豊田市】</b>	
第3条	市は、他の条例、規則等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。
<b>【一宮市】</b>	
第2条	この条例は、市のまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は、最大限尊重されなければなりません。

**③ 自治の基本原則 ★**

自治を実現するための、大切にすべき基本的なきまりを定めます。

<b>自治 KEN では</b>	
<b>こうしたら！ （提案）</b>	◎自治の基本原則として ①情報共有の原則、②市民参加の原則、③協働の原則 に加えて、「長久手市地域協働計画」にある ④対等の原則、⑤相互理解の原則、⑥公開性の原則 を加える。
<b>その理由</b>	・「自分たちのことは、自分たちで決めていく」ために必要な原則である。 ・情報共有より一歩進んだ情報公開をして欲しい。それにより、行政と市民の間に、対話が生まれるような情報提供をしてほしい。 ・市民の「知りたい」に答えられるような行政であってほしい。

<b>参考：他市町では</b>	
<b>【東郷町】</b>	
（まちづくりの基本原則）	
第4条	東郷町のまちづくりは、町民を主役とする共通の認識のもと、広く町民がまちづくりに参画し、町民、議会及び町が連携しながら協働することによって進めることを原則とします。
2	東郷町のまちづくりは、町民、議会及び町がまちづくりに関する情報を共有して進めることを原則とします。
3	東郷町のまちづくりは、議会及び町が町民に対して町の行う施策について常に分かりやすく説明することを原則とします。
4	東郷町のまちづくりは、男女の性別にかかわらず共に参画して実施することを原則とします。
<b>【豊田市】</b>	
第2章 まちづくりの基本原則 （市政への参画）	
第4条	執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民の参画を図らなければ

**参考：他市町では**

なりません。

(共働によるまちづくり)

第5条 市民及び市は、共通の目的を実現するために、互いの立場を尊重し、対等な関係に立って、共にまちづくりを推進することに努めるものとします。

(情報の共有)

第6条 市は、市が保有する情報について、市民との共有に努めなければなりません。

(説明責任)

第7条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民に分かりやすく説明しなければなりません。

**【一宮市】**

(まちづくりの基本原則)

第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることをまちづくりの基本原則とします。

- (1) 情報共有の原則(まちづくりに関する情報を共有することをいいます。)
- (2) 参加の原則(市民がまちづくりに参加できるよう、その機会が多様に保障されることをいいます。)
- (3) 協働の原則(協働によりまちづくりを推進していくことをいいます。)
- (4) 有効性の原則(有効性の高いまちづくりを行うことをいいます。)

(市民参加と協働の原則)

第4条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働によるまちづくりを進めます。

(情報共有の原則)

第5条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。

**【高浜市】**

(まちづくりの基本原則)

第4条 高浜市のまちづくりは、次の基本原則によるものとします。

- (1) 参画の原則 議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。
- (2) 協働の原則 市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。
- (3) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。

**少し気になる・つけたし！・こうしたらどうかな？(事務局より)**

- ☑ この条例は、「地域協働計画」との整合を図っていきます。よって、同計画にある5つの「協働の原則」の内容は、条例で定める「協働の原則」に含めて定めていきたいと考えています。

④ 用語の定義 ★

条例で使う言葉で、意味を共有しておきたい基本的な用語を定義します。

自治 KEN では	
こうしたら！ (提案)	<b>【市民の定義】</b> ◎居住者、通勤・通学者、市内で活動する者、事業を行う者、外国籍の住民も含めて、市民と定義する。
その理由	・長久手のまちづくりに関わる人は、限定すべきではなく、すべて市民と定義すべき。 ・主体的に地域のために行動する人を増やすことを重視すべき。

参考：他市町では

**【みよし市】**

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住む者、学ぶ者及び働く者並びに市内において活動及び事業を行う個人、法人及び団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 協働 市民、議会及び執行機関が、共通の目的を実現するために共有する領域において、互いの立場及び役割を理解し、対等の立場で相互の力を活かし、又は協力することをいいます。

**【一宮市】**

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市の区域内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。
- (4) 協働 市民、議会及び執行機関が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいいます。
- (5) 地域活動団体 市民のうち、地域で公共的活動を行う団体であって、地域ごとに形成されたものをいいます。
- (6) 非営利活動団体 市民のうち、自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動するもの(地域活動団体を除きます。)をいいます。

**【伊賀市】**

(用語の定義)

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市 市の行政事務を管理執行する機関をいう。
- (3) 市議会 立法を主たる目的とする審議・議決機能を持つ市の意思決定機関をいう。
- (4) 協働 市民、市、市議会及び各種団体がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力することをいう。
- (5) 自治 自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいう。

少し気になる・つけたし!・こうしたらどうかな? (事務局より)

- ☑ 「市民」の定義のほか、「市」「地域団体」「市民活動団体」などの定義が必要であると考えています。条文作成段階で、必要に応じて追加していきます。

## 【役割分担】

### 3 市民

#### ① 市民の権利 ★

自治を推進していくにあたって担保すべき市民の権利を定めます。

自治 KEN では	
こうしたら！ (提案)	◎市民の権利として ①知る権利、②参加する権利、③行政サービスを受ける権利を定める。
その理由	・知って、参画して、享受する！ ・たくさん羅列すると、ぼやけてしまうので、できるだけシンプルにする。 ・市民の権利が、きちんと担保されるような条文にする。

#### 参考：他市町では

##### 【東郷町】

(町民の権利)

第5条 町民は、東郷町において、安全かつ安心で幸せに暮らすことができます。

2 町民は、議会及び町が保有しているまちづくりの情報を知ることができます。

3 町民は、まちづくりに参画することができるとともに、子どもは、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参画することができます。

4 町民は、町の行う行政サービスを公平に受けることができます。

##### 【みよし市】

第6条 市民は、快適な環境において安全で文化的な生活を営むことができます。

2 市民は、執行機関が行う政策の立案、実行及び評価（以下「政策立案等」という。）に参画することができます。

3 市民は、議会及び執行機関が保有する情報を知ることができます。

4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができます。

##### 【豊田市】

(市民の権利)

第8条 市民は、まちづくりの担い手として次に掲げることができます。

(1) 市政に参画すること。

(2) 市政に関する情報を知ること。

2 市民は、行政サービスを受けることができます。

##### 【岩倉市】

(市民の権利)

第5条 市民は、市政及びまちづくりに等しく参加する権利を有します。

2 市民は、議会及び執行機関が保有する情報について知る権利を有します。

3 市民は、議会及び執行機関が提供するサービス（以下「行政サービス」といいます。）を等しく受けることができます。

##### 【名張市】

(市民の権利)

第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

2 市民は、市が提供する行政サービスを受けることができる。

(情報公開)

第12条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。



少し気になる・つけたし！・こうしたらどうかな？（事務局より）

- ☑ 緑や里山が多くある市として「環境権」は必要ないか、という意見がありました。が、「豊かな自然」を誇り、守ることを、前文の中で表現していきたいと考えています。

② 子どもの権利 ★

市民の中でもとりわけ子どもについて、まちづくりに参加できることや、参加しやすい機会を設けることなどを定めます。

自治 KEN では	
こうしたら！ (提案)	◎まちづくりに参加する「機会」を保障することを定める。 (参加の権利という表現ではなく)
その理由	・子どもを一人の人間として、夢を持たせる。 ・子どもが大人になっても住み続けたい街であるため。 ・子どもが自ら動く大人になるためには、そのための環境が必要である。

参考：他市町では

【日進市】

(市民参加)

第15条 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、自主的に参加することができます。

- 2 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。

【東郷町】

(町民の権利)

第5条 町民は、東郷町において、安全かつ安心して幸せに暮らすことができます。

- 2 町民は、議会及び町が保有しているまちづくりの情報を知ることができます。
- 3 町民は、まちづくりに参画することができるとともに、子どもは、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参画することができます。

【一宮市】

(子どもの参加の機会の保障)

第9条 市は、子どものころから自らのまちに愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。

【大口町】

(参加と協働の基本的な約束)

第4条 参加と協働については、次のことを基本的な約束とします。

- (3) 子ども（満20歳未満の個人をいいます。）も、参加と協働のまちづくりに加わり活動する権利が認められます。

【高浜市】

(子どものまちづくりに参加する権利)

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

少し気になる・つけたし！・こうしたらどうかな？（事務局より）

- ☑ 「子ども」とは、児童福祉法の「児童」で定義されている「18才未満」と考えています。
- ☑ 行政の役割として、子どもの「参加の機会を保障」を定めます。

## ③ 市民の役割と責務 ★

自治を推進していくにあたって、市民が主体的に果たす役割とがんばること（責務）を定めます。

自治 KEN では	
こうしたら！ (提案)	<p>◎市民の役割と責務として</p> <p>①まちづくりの推進、担い手としての自覚</p> <p>②自らの発言と行動に責任を持つこと を定める。 (ただし、「自覚」という言葉は、何か別の言葉の方がいいかな…)</p> <p>◎事業者、大学や学生の責務は定めない。</p>
その理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（まちづくりの担い手であるという）自覚は、地域の人々の人間性をつむぐ行動であり、持って欲しい。</li> <li>・次の担い手にバトンタッチするような条文があるとよい。 ⇒次の世代に、今の良いまちを後世に残すことを明記する（伊賀市の条例のように）。</li> <li>・事業者・大学の責務を定めるのは難しい。</li> </ul>

## 参考：他市町では

## 【日進市】※市民に事業者も含む

第11条 市民は、良好な環境を次の世代に引き継ぐ責任を持ちます。

- 2 市民は、市政の運営に関し、市議会及び市の執行機関を注視し、市民の信託に的確に応えているかどうかを見守るよう努めます。
- 3 市民は、行政サービスその他市政の執行に要する費用について、応分の負担をします。

## 【東郷町】※市民に事業者も含む

(町民の責務)

第6条 町民は、まちづくりに関心を持ち、これに主体的に参画するよう努めます。

- 2 町民は、まちづくりにおいて、町民の担う役割又は負担するものがあるときは、これを果たすよう努めます。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業を行うに当たっては、この条例の趣旨を尊重するよう努めます。

- 2 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、積極的に地域に貢献するとともに、東郷町のまちづくりに寄与するよう努めます。
- 3 事業者は、事業を行うに当たっては、法令、条例等を遵守するとともに、環境に配慮する責務を有します。
- 4 事業者は、事業を行うに当たっては、雇用における男女の均等な機会を確保し、従業員の「仕事と生活の調和」を実現するよう努めます。

## 【みよし市】※市民に事業者も含む

第7条 市民は、まちづくりの主役であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進します。

- 2 市民は、政策立案等の参画においては、自らの発言及び行動に責任を持ちます。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任します。

## 【大口町】※市民に事業者も含む

(まちづくりの担い手等の役割)

第6条 まちづくりの担い手は、参加と協働のまちづくりの取組において、責任ある発言と行動に努めます。

- 2 まちづくりの担い手は、町の執行機関との協働で事業を実施しようとするときは、事業を実施する理由、目的等を公表し、事業の実施に当たってはその継続と改善に努めます。
- 3 住民は、地域自治組織における自らの役割を踏まえ、積極的に地域自治組織で活動するよう努めます。

## 【高浜市】※市民に事業者も含む

(市民の役割と責務)

### 参考：他市町では

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参画するよう努めます。

2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換し合いながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。

3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとしします。

(事業者の役割と責務)

第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。

**【伊賀市】 ※市民に事業者も含む**

(まちづくりの参加における市民の責務)

第13条 私たち市民は、広い視野に立って自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなくてはならない。

2 私たち市民は、多様な主体のまちづくり活動が自治を育てるということを認識し、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めるよう努めなければならない。

### 少し気になる・つけたし！・こうしたらどうかな？（事務局より）

- ☑ コンパクトなまちながら、大型商業施設や大学が多く存在するまちだからこそ、期待も込めて、事業者及び大学の「役割」を定めるのは、長久手らしさにつながるのでは？（「市民の定義」の条項の内容との整合を図る必要があります。）
- ☑ 市役所だけでなく、「市民ができること（役割）やそれに伴う負担することがある場合、それを果たすように努める」ことを定めてはどうでしょうか（例：東郷町第6条の2）。

## 4 議会

### 議会の役割と責務

市民の代表であり、まちづくりの意思決定機関である「議会」が、市民のために果たす役割や、がんばること（責務）について定めます。

自治 KEN では	
こうしたら！ (提案)	「議員の役割と責務」「議会の役割と責務」を定める。
その理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の声を施策に反映させる。</li> <li>・「子ども議会」をつくり、未来の目線を入れる議会に！</li> <li>・将来にわたるまちづくりの展望をもたなければならない。</li> <li>・総合計画を議会で議決（チェック）してもらおう。</li> <li>・市民にとって、身近な議会に！</li> </ul>

### 参考：他市町では

#### 【みよし市】

(議会の責務)

第 8 条 議会は、市民の意思を反映し、合議制の意思決定機関として、民主的な市政の発展に寄与し、自治を推進します。

(議員の責務)

第 9 条 議員は、直接選挙で選ばれた市民の代表者として、自らの役割を自覚し、審議能力及び政策提案能力の向上に努め、誠実に職務を遂行します。

#### 【岩倉市】

(議会及び議員の役割と責務)

第 7 条 議会は、市民の信託を受けた議員によって構成される唯一の議決機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、より良い市民生活、市民福祉及び市政の発展をめざして、政策を立案する機能及び執行機関を監視する機能を十分に発揮するよう努めなければなりません。

2 議員は、選挙で選ばれた市民の代表としての自覚と責任の下、絶え間ない自己研鑽さんにより資質能力の向上に努め、市民からの信託に応える公平・公正・透明な開かれた議会運営に努めなければなりません。

3 その他、議会及び議員の基本理念及び基本的事項については、別に条例で定めるものとします。

#### 【伊賀市】

(議会の役割と権限)

第 38 条 市議会は、法令で定めることにより、有権者により選出された議員によって構成される市の意思決定機関である。

2 市議会は、市の重要な政策について議決する権限及び市政運営を監視し、牽制する機能を有する。

3 市議会は、法令で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決するとともに、執行機関に対する検査及び監査請求等の権限を有する。

(議会の責務)

第 39 条 市議会は、市政の審議・議決機関であることの責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨むとともに、市政の点検と改善とその実施を求め、活動しなければならない。

2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査・監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。

3 市議会の会議は討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。

4 市議会の組織及び議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定めなければならない。

い。

(議会の情報共有と市民参加)

第 40 条 市議会は、議会が有する情報を公開するとともに、全ての会議を原則として公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めなければならない。

- 2 前項に関することは、別に定める。
- 3 市議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任を有し、情報提供の充実に努めなければならない。
- 4 市議会は、会期外においても市政への市民の意思の反映を図るため、市の施策の検討、調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けなければならない。
- 5 市議会は、議会の会議に出席を求めた者を協議に加えることができる。
- 6 市議会は、市民からの請願等に関して、その趣旨や意見を表明する機会を設けなければならない。

(議員の責務)

第 41 条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 市議会議員は、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならない。
- 3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

### 少し気になる・つけたし!・こうしたらどうかな? (事務局より)

- すでに制定されている「長久手市議会基本条例」との整合、議会との調整を図っていきます。

## 5 行政

### ①市長の役割と責務、②職員の役割と責務 ★

市が、市民のために果たす役割やがんばること（責務）を定めます。

#### 自治 KEN では

<p><b>こうしたら！ (提案)</b></p>	<p>◎「市長」と「職員」に分けて定める。</p> <p><b>果たす役割と責務として</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、市の代表者として公正かつ誠実に市政を運営する。</li> <li>・まちに職員が出ましよう！知らないとやりようがない！</li> <li>・色々場面で、色々な市民の意見を取り入れる。などを定める。</li> </ul>
<p><b>その理由</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、リーダーシップを発揮し、市政を運営する立場があり、職員は、公正かつ公平に職務を遂行する立場にある。各々の立場が、明確に異なるため、「市長」と「職員」の役割を分けて定める。</li> <li>・「執行機関」は、職員との違いが分かりにくいこと、また執行機関という行政用語がそもそも分かりにくいいため、使用しないほうがいい。</li> <li>・自治基本条例を中学生でも理解できるものになりたい！</li> </ul> <p>▼語り場カフェでは・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(市長は) 職員に任せること、職員を信頼すること</li> <li>・市長室から出る市長</li> <li>・頻繁に課(組織)を変えない</li> <li>・若い世代が市政に参加しやすく！</li> <li>・市職員に現場で会いたい！</li> <li>・(職員は) 市民にやさしく、丁寧に、笑顔で対応！</li> </ul>

#### 参考：他市町では

##### 【日進市】

(市長の役割と責務)

第 13 条 市長は、この条例を遵守し、市民の信託に応え、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民主体の自治を推進しなければなりません。

2 市長は、市政の総合的かつ計画的な展望及び方針を示し、その実現に取り組まなければなりません。

3 市長は、市職員を適切に指揮監督し、リーダーシップを発揮して、市政の運営を行わなければなりません。

(市職員の役割と責務)

第 14 条 市職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民全体のために、公正、公平かつ誠実に職務を遂行し、市民主体の自治を推進しなければなりません。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組まなければなりません。

##### 【みよし市】

(市長の責務)

第 10 条 市長は、市の代表者として、第 4 条に定める基本理念に従い、市民自治を推進します。

2 市長は、市の事務事業を効率的かつ効果的に執行するとともに、市政運営の課題に対応できる知識及び能力を持った職員の育成に努めます。

(職員の責務)

第 11 条 職員は、市民全体のために働く者として、誠実かつ公正に職務を遂行します。

2 職員は、職務の遂行に必要な専門的な知識の習得及び能力の向上に努めます。

### 【豊田市】

(市長等の責務)

第 12 条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を運営します。

2 執行機関は、自らの判断と責任において市の事務を誠実に執行するとともに、市政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。

(職員の責務)

第 13 条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 職員は、職務に必要な専門的な知識の習得及び能力向上に努めます。

3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、共働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行するものとします。

### 【岩倉市】

(市長の役割と責務)

第 8 条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。

2 市長は、第 4 条に規定する自治の基本原則に基づき、まちづくりを推進し、市民からの信託に応えなければなりません。

3 市長は、市民の夢を育て、実現する存在でなければなりません。

(職員の役割と責務)

第 9 条 職員は、市民のために、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、市民の意見の把握及び情報収集に努めるとともに、積極的に協働のまちづくりを推進しなければなりません。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。

### 【高浜市】

(市長の役割と責務)

第 11 条 市長は、市民の信託に応え、市政の基本方針を明らかにし、高浜市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。

(職員の役割と責務)

第 12 条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的な知識の習得や能力・資質の向上を図ります。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。

### 【伊賀市】

(市の責務)

第 43 条 市は、その所管する事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。

2 市は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的にその所管する事務を執行しなければならない。

(市長の責務)

第 44 条 市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

(職員の責務)

第 45 条 市の職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、この条例に定める原則及びこれに基づいて創設される制度を遵守して、職務を遂行しなければならない。

## 少し気になる・つけたし！・こうしたらどうかな？ (事務局より)

- 「職員の役割」として、職員が積極的に現場に出て、能動的にまちづくりに取り組む姿勢についても記載したいと考えています。

## 【仕組みと制度】

### 6 参加と協働

#### ① 市民参加と協働 ★

自治を推進していくために、市民が主体的にまちづくりに参加できるよう、その仕組みや手法などを定めます。

自治 KEN では	
<p><b>こうしたら！</b> (提案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 基本的な考え方（市民参加の保障、市民の活動の尊重、推進）のみを定める。</li> <li>◎ （まちづくりや市政への）「参加を強制しないこと」、「不参加による不利益を受けない」は記載しない。</li> </ul>
<p><b>その理由</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の自治体の条例で、この部分の詳細な内容のものを読んで、表現が抽象的であることから、何が言いたいのかわからないとの意見があり、誰もが分かりやすいように、協働に必要なキーワードがシンプルに明記されていればよい。</li> <li>・みんなが納得できる分かりやすい基本的な考えがあれば、十分である。</li> <li>・具体的な仕組みを詳細に記載することで、人によって捉え方が異なると、つじつまが合わないことがあり得るのではないか。</li> <li>・市が市民参加の機会を設け、その活動を尊重して欲しい。</li> <li>・市民が自ら考え、実行していくには、誰もが参加しやすい工夫・環境づくりは必須。</li> <li>・市民の役割、生きがいがずっとあってほしい。</li> <li>・計画をつくる段階から多くの人に関われるように。</li> <li>・審議会に公募の委員を加える重要さ。</li> <li>・条例には、「方針」として示すものであるため、基本のみ記載する。</li> <li>・市民の活動は、強制されないということが大前提にある。当然のことであるため、あえて条例に入れ込む必要はない。</li> </ul>

#### 参考：他市町では

##### 【東郷町】

(町民参画及び協働)

第10条 議会及び町は、町民がまちづくりに参画できる機会を設けるとともに、町民が参画しやすい環境を整備します。

2 町民は、まちづくりの主役として町政に関心を持ち、まちづくりに主体的に参画するよう努めるとともに、参画に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとします。

3 町民、議会及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、互いに対等の立場で相互に理解を深め、信頼関係を築きながら協働してまちづくりを推進します。

(町民の権利)

第5条 町民は、東郷町において、安全かつ安心で幸せに暮らすことができます。

2 町民は、議会及び町が保有しているまちづくりの情報を知ることができます。

3 町民は、まちづくりに参画できるとともに、子どもは、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参画することができます。

4 町民は、町の行う行政サービスを公平に受けることができます。



**参考：他市町では**

**【一宮市】**

(情報共有)

第 7 条 市が保有する情報は、市民との共有物であって、市は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。

2 市民が保有する公共的活動に関する情報は、まちづくりを進めるために有用であり、市民及び市は、これを適正に共有するよう努めます。

(市民の参加の機会の保障)

第 8 条 市は、市民の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。

2 市は、多様な方法を用いて市民の意見や提案を求め、これを市政の運営に反映するよう努めなければなりません。

(協働によるまちづくり)

第 13 条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。

2 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。

(子どもの参加の機会の保障)

第 9 条 市は、子どものころから自らのまちに愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。

第 10 条 市長は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、総合計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障します。

**【岩倉市】**

(市民参加と協働)

第 10 条 議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるものとします。

2 議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めるものとします。

3 市民、議会及び執行機関は、市政及びまちづくりに当たり、互いの役割と責務の下に、対等な立場で連携し、協力するとともに、協働のための環境づくりに努めるものとします。

4 前各項に定めるもののほか、市民参加と協働に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

**【伊賀市】**

第 2 節 市民参加の制度保障

(計画策定における市民参加の原則)

第 15 条 市は、市民参加のもと、基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

2 市は、総合計画について、評価に基づいた進行管理に努め、市民参加のもと、柔軟に見直さなければならない。

**参考：参加は強制されない旨や不参加による差別を受けない旨を記載している事例**

**【大口町】**

(参加と協働の基本的な約束)

第 4 条 参加と協働については、次のことを基本的な約束とします。

(1) 参加と協働は、まちづくりの担い手の意思と判断によるものであり、強制されることはありません。

(2) まちづくりの担い手の自主的な活動や参加と協働は制限をされず、また干渉を受けません。

(3) 子ども(満 20 歳未満の個人をいいます。)も、参加と協働のまちづくりに加わり活動する権利が認められます。

**参考**

**【高浜市】**

(市民の権利)

第 5 条 市民は、まちづくりに参画する権利があります。

2 市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。

3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。

**【一宮市】**

(市民の役割)

第 6 条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加しなければなりません。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。

**少し気になる・つけたし！・こうしたらどうかな？（事務局より）**

- ☑ 自治 KEN のグループワークで出てきた言葉「懐が深いコミュニティ」という考えのもと、「参加しない権利」を定めるのはどうか、という意見がありました。前文の内容や、関連する条文とのバランスを考慮して、検討します。
- ☑ 住民投票制度について検討したグループでは、「大前提として、市民同士、市民と行政（市長）、市民と議会の間で意思の相違が起こらぬように常に対話を重ね、合意を得ていく努力を最大限にしていくことが重要であり、市民参加の権利やその仕組みなどを本条例にしっかり定めることの方が、住民投票条例を規定すること以上に重要」という意見が出ました。「対話を重ねること」や、そのために必要なことなど、わかりやすい表現にして肉付けしていきたいと考えています。

**② 地域内分権の推進**

地方分権時代において「地域のことを地域で考え地域で実践する」自治を進めていくことについて、念押し的に定めます。

<b>自治 KEN では</b>	
<b>こうしたら！ （提案）</b>	「地域内分権の推進」を定める。
<b>その理由</b>	・どのようにまちづくりを行うかが、はっきりする。 ・地域の自主性に対する考え方がわかりやすく伝わりやすい。

**参考：他市町では**

**【豊田市】**

(都市内分権の推進)

第 17 条 市は、市民による自治を拡充し、共働によるまちづくりを推進するため、地域の住民の意思を市政に反映するとともに、地域のことは地域の住民が自ら考え実行するための施策を講じます。

**【高浜市】**

(地域内分権の推進)

第 17 条 行政は、地域を構成する市民がお互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。

### ③ コミュニティ

自治のまちづくりのために重要である自治会、区会などの地縁型コミュニティや、目的を共有にして集まるテーマ型コミュニティの活動を守り、育てるために、団体の位置付けや活動、必要な支援等について定めます。

自治 KEN では	
<p><b>こうしたら！ (提案)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「住民自治組織への参画」</li> <li>● 「自治会への加入促進、活性化」</li> <li>● 地域活動団体の位置付け</li> <li>● NPO 等市民活動への参加</li> </ul>
<p><b>その理由</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民一人ひとりが地域課題に係る活動がしやすい環境整備が必要である。</li> <li>・自治会という最少単位の組織がないと前に進まない。</li> <li>・自治会の意義や役割について明確になると、自治会の加入率アップにつながる。</li> <li>・自助が当然ですが、共助がもっとも必要である。</li> <li>・一人だけでは何もできない。まわりとのつながりがあってこそ実行がうまれる。</li> <li>・地域団体、行政、子ども会、老人クラブ、婦人会など地域で生活することを縁とすることが大切である。</li> </ul> <p>▼語り場カフェでは・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分が参加する勇気を出すことも大事！</li> <li>・あいさつが大事！</li> </ul>

### 参考：他市町では

#### 【一宮市】

(協働によるまちづくり)

第 13 条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。

2 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。

(地域活動団体)

第 14 条 地域活動団体は、地域内の住民で構成される、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。

2 地域活動団体は、地域内の住民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとします。

3 地域活動団体は、運営ルールを明確にするとともに、開かれた運営を行い、地域内の住民が参加しやすいように活動を行います。

4 地域内の住民は、地域活動団体がまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに、その活動に積極的に参加し、協力するよう努めます。

(非営利活動団体)

第 15 条 非営利活動団体は、自主的に公共的活動を行う、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。

2 非営利活動団体は、自らの公共的活動を行うとともに、他の非営利活動団体等との連携を図りながら、課題の解決に努めるものとします。

3 非営利活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの活動がまちづくりに関与しているという意識を持ち、市民が参加しやすいように活動を行います。

(地域活動団体等への支援)

**参考：他市町では**

第 16 条 市民及び市は、地域活動団体及び非営利活動団体が活発に活動を行うために必要な支援を行います。

**【岩倉市】**

(市民自治活動)

第 11 条 市民は、それぞれの地域における地域団体による活動を通じて、市民自治活動の推進に努めるものとします。

- 2 市民は、市民活動団体による活動を通じ、それぞれの役割の下で、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めるものとします。
- 3 市民は、自治の担い手であることを自覚するとともに、地域団体及び市民活動団体の役割を認識し、これらを守り育てることに努めるものとします。
- 4 市民と議会及び執行機関は、市民が第 1 項及び第 2 項の活動を通じて地域課題を解決しようとする場合には、互いに補完し合うものとします。
- 5 地域団体及び市民活動団体は、市民自治活動を推進するために、団体相互の連携及び協働に努めるものとします。
- 6 議会及び執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。

**【伊賀市】**

(住民自治の定義)

第 21 条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

- 2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に参加する個人も含まれるものとする。

(住民自治に関する市民の役割)

第 22 条 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めるものとする。

(住民自治に関する市の役割)

第 23 条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。

- 2 市は、営利、宗教及び政治を目的としない住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。

**【安城市 (参考)】**

(コミュニティ)

第 15 条 コミュニティは、まちづくりの担い手として、自主的にまちづくりに取り組むよう努めます。

- 2 市民は、コミュニティの意義と役割について理解を深め、積極的にコミュニティに加わり、又はその活動に参加するなど、コミュニティを守り育てるよう努めます。
- 3 市長は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動の支援に努めます。

**少し気になる・つけたし！・こうしたらどうかな？ (事務局より)**

- 地域自治の最小単位である自治会の意義、役割などについても記載していきたいと考えています。

④ まちづくり協議会 ★

小学校区単位のまちづくりを、どのように進めていくか、その仕組み（組織や方法）について定めます。

自治 KEN では	
<p><b>こうしたら！ (提案)</b></p>	<p>※結論に至らず。</p> <p>①「まちづくり協議会」について定めるべき。</p> <p>②「まちづくり協議会」について定めるべきでない。</p>
<p><b>その理由</b></p>	<p><b>【①の理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「まちづくり協議会」と書くかどうかは別として、自治基本条例に定めることで、地域自治の後ろ盾となる。</li> <li>・市民の地域課題の取組があつて、行政への市民参画の道が現実的になる推進力となる。</li> <li>・まちづくり協議会の設置にあたり、必要な支援（活動拠点、財政支援等）の根拠となる。</li> <li>・まちづくり協議会について定め、市民に周知すべき。</li> <li>・自治基本条例は、まちづくりの基本であるため、これから市がすすめるようとしている「小学校区単位のまちづくり」は、条例に定めるべき。</li> <li>・「まちづくり協議会を設置することができる」とすれば、地域が希望する場合に「設置」を「選択」でき、地域の多様な課題に対し、希望する取組を行うことができる。</li> </ul> <p><b>【②の理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市全域で設置するまでは、自治基本条例でなく、個別条例で定めるべきである。</li> <li>・すぐにまちづくり協議会が立ち上げられるところと自治組織が確立されていないところなど、地域差がある中で、条例に定めると不平等、不公平とならないか。</li> </ul> <p><b>▼語り場カフェでは・・・</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ同士が横につながっていない</li> <li>・まちづくり協議会で多くの人が話せる仕組みを！</li> <li>・全員のまちづくりへの参加意識向上を！</li> </ul>

参考：他市町では

**【一宮市】**

(地域におけるまちづくり)

第 17 条 市は、地域の意思を反映させ、地域内の住民が自主的に身近な地域の課題の解決を図り、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、連区（地域の合意による複数の町内会で形成された区域をいいます。）単位でまちづくりをすすめるための施策を講じます。

**【高浜市】**

(地域内分権の推進)

第 16 条 行政は、地域を構成する市民がお互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じると

## 参考：他市町では

もに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。  
(まちづくり協議会)

第17条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。

- 2 まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。
- 3 まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

### 【名張市】

(地域づくり)

第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。

- 2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。
- 3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。
- 4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。
- 5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

### 【愛西市(参考)】

第21条 市長は、コミュニティの形成に向けて、一定のまとまりのある地域の市民が、互いに協力し、自ら地域づくりに取り組むための最も身近で公的な自治の単位の設置について、地域と協議し、実行していきます。

## 少し気になる・つけたし！・こうしたらどうかな？(事務局より)

- ☑ 本条例では、地域コミュニティにおける自治推進組織として、まずは自治会や、それを束ねる自治会連合会、区会等の地域団体や市民活動団体について、団体の位置付けや活動を定めていきます。さらに、その自治推進組織のひとつである「まちづくり協議会」について、定めるか否かが論点となっています。

市の基本姿勢として、概ね小学校区単位でまちづくりを進めていく旨を条例に定め、それを根拠に取組を進め、「まちづくり協議会」に多くの方が主体的に参加してもらえるようにしていきたいと考えています。

現段階では、「まちづくり協議会」の名称を記述するかどうかは検討中ですが、地域が、地域にあったまちづくりの進め方を選択できるようにしていきたいと考えています。

### ※「まちづくり協議会」とは？

地域が主体性を持って、地域特有の課題に取り組むことができる、概ね小学校区単位の地域コミュニティを構築するため、自治会のほか、地域に根ざした子ども会やシニアクラブ、企業、NPO、各種活動団体等をネットワーク化した組織を「まちづくり協議会」と言います。

⑤ 住民投票 ★

地方自治の基本である間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施にかかわる議論を活性化する仕組みであり、よりの確に住民の意思を踏まえて政策決定や市政運営を行っていくための制度として定めます。

自治 KEN では	
<p><b>こうしたら！ (提案)</b></p>	<p>◎常設型住民投票制度とする (ただし、詳細までこの条例に規定するのか、それとも、別の条例で規定するかどうかについては未決定。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民同士、市民と行政（市長）、市民と議会の間で意思の相違が起ころぬように常に対話を重ね、合意を得ていく努力を最大限にしていくことが重要であり、大前提である。</li> <li>●このため、市民の市政への参加・参画の権利や、参加と協働の仕組みづくり、市の責務などを自治基本条例にしっかり位置づけることの方が、住民投票条例を規定すること以上に重要である。</li> <li>●住民投票制度は、あくまでも対話と審議を尽くした上でも、意思の相違が生じた場合に、民意を問うための手段に過ぎない。</li> <li>●ただ、最後の砦（伝家の宝刀）として常設型の住民投票条例を市民の権利として持っておきたい。</li> <li>●『常設型』の場合、制度の乱用の恐れも指摘されるが、署名数による住民投票の重みづけをすることで回避すればよい。</li> <li>●住民投票の詳細まで盛り込むのは時間的に厳しいかもしれない。</li> </ul>
<p><b>その理由</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法の 74 条（条例の制定・改廃請求）を活用し、事案が生じた都度に住民投票条例の制定を住民発意で行うことができる。ところが、この『個別設置型（非常設型）』では、議会の議決が必要であるため時間が要する。また、市民が請求しても議会が否決した場合は住民投票には至らない。</li> <li>・これに対して、住民投票の対象事項や発議の方法等をあらかじめ定めた住民投票条例を常設しておくタイプの条例が『常設型』である。『常設型』は、要件が満たされれば、議会での議決を経ずに住民投票を実施できることから、住民の考え方と議会の考え方がねじれていた場合でも住民の意思が反映できるというメリットがある。</li> </ul>

参考：他市町では

**【日進市】**

第 7 章 住民投票  
(住民投票)

第 26 条 市長は、日進市に関わる重要な事項について、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができます。

2 住民投票は、住民、市議会又は市長の発議があったときに実施します。

3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

4 前 3 項に規定する住民投票の発議、投票資格者その他住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

参考：他市町では

【東郷町】

- 第 16 条 東郷町における特に重要な事項について、直接町民の意思を確認する必要があるときは、投票の資格を有する町民の請求又は議会若しくは町長の発議により、住民投票を実施することができます。
- 2 町民、議会及び町は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
  - 3 住民投票の実施に関し、必要な事項は、別に条例で定めます。

【岩倉市】

(住民投票)

- 第 12 条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができます。
- 2 住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めるものとします。
  - 3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません

【高浜市】

(住民投票)

- 第 14 条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

【みよし市】

- 第 19 条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、事案ごとに条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。
- 2 市民、議会及び執行機関は、住民投票の結果を尊重します。

【豊田市】

- 第 15 条 市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。
- 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。
  - 3 議会及び市長は、前 2 項の定めにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重します。

少し気になる・つけたし！・こうしたらどうかな？（事務局より）

- ☑ 住民投票制度は、市政に民意を反映させる制度である「間接民主主義制度（市長や議員など、市民の代表者が決定を行うこと）」を補う制度です。本来は、本条例に定めるように、市民、議会、行政がそれぞれの役割を果たし、政策等についての合意を図り、自治を進めていくことが重要です。

万が一、市民に重大な影響を及ぼす事項や、市民の意見が大きく分かれるような政策があったときに初めて、地方自治法で定められている住民投票制度を活用して、直接民意を聞くことで、重要な政策の決定や実施に係わる議論を活性化することができます。しかし、大前提として、より安定性の高い政策の決定や実施ができるよう、合意を図っていくことが大切であると考えています。

そのため、地方自治法の規定である「個別の案件ごとに議会の議決を経て住民投票を実施することができる（個別型）」旨を定めるか、「議会の議決なしに住民投票が実施できる（常設型、別途、詳細規定必要）」旨を定めるかについては、検討していきます。



## 7 行政運営

### ① 行政運営の原則

自治の実現に向けて、役所の運営、組織のあるべき姿や基本的なきまりを定めます。

自治 KEN では	
こうしたら！ (提案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「市政運営の基本原則」「市民主体の市政運営」</li> <li>● 「柔軟な組織の形成」「執行機関の組織」</li> <li>● 「財政」 について定める。</li> </ul>
その理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民主体の市政運営」について定めることは、市民参画の具体的なありさまを示すことである。</li> <li>・市民参加のために、柔軟な組織が必要である。</li> <li>・現場主義、市民目線、横断的対応、市民協働を厳守する。</li> <li>・横断的で柔軟に対応できる組織体制をつくらなければならない。</li> <li>・まちづくりを進めるための財政的な担保が必要となるため。</li> </ul>

### ② 災害、犯罪等への危機管理

災害や犯罪に備え、市役所そして市民が果たすべき役割について定めます。

自治 KEN では	
こうしたら！ (提案)	災害、犯罪等への危機管理について定める。
その理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自治が発揮される部分なので、しっかりと明記しておく。</li> <li>・災害時の役割を認識し、対応ができる。</li> <li>・執行機関の責務を明確にするとともに、市民の自助、共助を促す。</li> <li>・各自がもっと備えなどに意識を持つことが必要である。</li> </ul>

### ③ 総合計画 ★

総合計画に基づく行政運営を行っていくことや、その策定過程における市民参加の保障について定めます。

自治 KEN では	
こうしたら！ (提案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「総合計画の策定」について定める。</li> <li>● 基本構想は（議会の）議決を必要とする。</li> </ul>
その理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の将来像を描き、未来を語るために総合計画が必要である。</li> <li>・基本計画に基づいて行なわれる予算編成は、議決が必要であるため、基本計画単体では議決を要しない。</li> </ul>

④ 情報公開・個人情報の保護

市民主体のまちづくりに欠かせない情報の公開と個人情報の保護の基本的なことを定めます。詳細については「長久手市情報公開条例」や「長久手個人情報保護条例」にすでに定められています。

<b>自治 KEN では</b>	
<b>こうしたら！ (提案)</b>	「情報公開」や、「意思決定過程の情報共有」について定める。
<b>その理由</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「誰がどのように決めたのか」の見える化が必要である。</li> <li>・市が保有する情報を積極的に公開する。</li> </ul>

参考：他市町では

**【東郷町】**

(町政運営)

- 第 13 条 町は、町が実施するまちづくりにおける町民の参画を推進し、町民及び議会と連携しながら協働による町政運営に取り組みます。
- 2 町は、公正かつ公平及び透明性の高い町政運営を基本とし、東郷町の実情を踏まえた自主的かつ魅力的なまちづくりを推進します。
  - 3 町は、将来にわたるまちづくりの展望をもとに、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想として総合計画を策定し、その計画に従って町政を進めるとともに、その経過又は成果について定期的に公表します。
  - 4 町は、町民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう能率的かつ効率的な町政運営を行います。

(危機管理)

- 第 14 条 町民は、常日頃から地震その他の災害又は不測の事態（以下この条において「有事」という。）に備え、自らを守る努力をするとともに、町が推進する災害対策に対し、積極的に協力するものとします。
- 2 町民は、地域において相互に役割を担い、有事に備え、連携し、協力する体制づくりに努めます。
  - 3 町は、町民の生命、身体及び財産を有事から守るため、総合的な対策を構じます。

**【みよし市】**

(総合計画)

- 第 12 条 市は、第 4 条の基本理念に基づき、総合計画（総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。）を策定します。

(運営原則)

- 第 13 条 執行機関は、行政サービスの向上のため、社会情勢の変化に的確に対応し、総合的かつ計画的な行政運営を行います。
- 2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行います。
  - 3 執行機関は、政策立案等において市民の参画を推進します。

(組織)

- 第 14 条 執行機関の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的にします。

(行政評価)

- 第 15 条 執行機関は、客観的に施策、事務事業等を評価し、その結果を公表します。

(説明責任)

- 第 16 条 執行機関は、政策立案等について情報の提供に努め、市民にわかりやすく説明します。
- 2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、迅速かつ的確に対応します。

**【一宮市】**

(総合計画)

- 第 10 条 市長は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

**参考：他市町では**

2 市長は、総合計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障します。  
(財政運営)

第 22 条 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げることを財政運営の柱とする、持続可能な健全財政の確立を図ります。

2 市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表し、かつ、説明します。

(国等との連携)

第 23 条 市は、共通する課題を解決するため、国、関係地方公共団体その他の機関と相互に連携し、協力するよう努めます。

**【岩倉市】**

(執行機関の組織)

第 14 条 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるものとします。

2 執行機関の組織は、分かりやすく、機能的かつ効率的でなければなりません。

3 執行機関は、行政サービスが低下しないよう留意するとともに、最少の人員で最大の効果が得られるよう、計画的かつ適正な定員管理に努めなければなりません。

4 執行機関は、実効性のある職員研修及び適正な人事評価により、職員の能力と意欲を高め、より質の高い職員の育成に努めなければなりません。

(市民本位の市政運営)

第 15 条 執行機関は、市民の意向を的確にとらえ、市民本位の市政運営に努めなければなりません。

2 執行機関は、市民からの提案、意見、要望又は苦情に対しては、誠実かつ迅速に対応するものとします。

(計画的な市政運営)

第 16 条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」といいます。）を策定するものとします。

2 市長は、総合計画における基本構想及び基本計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障するものとします。

3 市長は、総合計画における基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長が認めた計画等については、議会の議決を経なければなりません。

**【高浜市】**

(市政運営の基本原則)

第 20 条 議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。

(1) 法令遵守 公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。

(2) 情報公開・情報共有 市政に関して市民の知る権利を保障し、議会及び行政が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。

(3) 個人情報保護 市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている個人情報を適正に取り扱います。

(4) 説明・応答責任 市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。

(5) 財政運営 最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行います。

(総合計画の策定等)

第 21 条 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。

3 行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

4 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。

(危機管理)

第 22 条 行政は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。

**参考：他市町では**

2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。

(他の自治体等との連携と協力)

第 23 条 行政は、まちづくりの共通課題について、他の自治体、関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。

**少し気になる・つけたし！・こうしたらどうかな？（事務局より）**

- ☑ 「情報公開・個人情報の保護」は、すでにある市条例の念押し的に規定していきます。併せて、市が情報をわかりやすく公開したり、説明したりすることについても定めていきます。
- ☑ （「行政運営」の中で）他にも定めておくべき行政テーマがあるかどうか、今後検討していきます

## 8 実効性の担保

### 検証と見直し

条例により、市民、議会、市役所それぞれが自治の実現に向けて実践しているかどうか、検証し、必要に応じて見直すためのきまりについて定めます。

自治 KEN では	
こうしたら！ (提案)	「条例の見直しと検証」について定める。
その理由	・時代とともに変化していくこと。常に議論されていくことが大事である。 ・実効性が伴わなくては意味がない。 ・第 3 者機関を設置し、4～5年に一度は評価する。市民の声を施策に反映させる。

### 少し気になる・つけたし！・こうしたらどうかな？（事務局より）

- ☑ 社会の変化や、首長交代による施策の方向性の変化に対応するために、必要に応じた見直しをすることも大切なことですが、条例を活かして自治の活動が活発になっているかの「検証」を行うことがとても大切であると考えています。そのために、一定の期間ごとに検証を行うことが必要であると考えています（期間については未検討）。
- ☑ 検証のための組織体制、手法についても、今後検討します。

以 上



本冊子のイラストは、自治 KEN メンバーの葛谷誠さんが作成したものです。